

◎新潟県告示第349号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年3月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2- {[ビス(4-フルオロフェニル)メチル]スルフィニル}アセトアミド（通称名：Bisfluoromodafinil）及びその塩類
- (2) 2-（4-フルオロフェニル）-3-メチルモルフォリン（通称名：4-FPM）及びその塩類
- (3) *Mitragyna speciosa*（通称名：Kratom）及びその近縁植物（ただし、*Mitragynine*又は7a-Hydroxy-7H-mitragynineを含有するものに限る。）
- (4) (E)-メチル=2- {(2S,3S,12bS)-3-エチル-8-メトキシ-1,2,3,4,6,7,12,12b-オクタヒドロインドロ[2,3-a]キノリジン-2-イル}-3-メトキシアクリラート（通称名：Mitragynine）及びその塩類
- (5) (E)-メチル=2- {(2S,3S,7aS,12bS)-3-エチル-7a-ヒドロキシ-8-メトキシ-1,2,3,4,6,7,7a,12b-オクタヒドロインドロ[2,3-a]キノリジン-2-イル}-3-メトキシアクリラート（通称名：7a-Hydroxy-7H-mitragynine）及びその塩類
- (6) N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：CUMYL-THPINACA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成28年3月19日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。